

奈良県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十八日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第六十号

奈良県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県営住宅条例施行規則（昭和三十九年四月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「第十条第一項（）」を「第十条第一項又は第十条の二（これらの規定を）」に改め、「含む」の下に「。以下同じ」を加える。

第四条第四号イ中「第十条第一項」の下に「又は第十条の二」を加える。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。